

新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程

（設置）

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について、調査及び審議をするものとする。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員の中から指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

6 委員長は、必要に応じて関係する小委員会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

